

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第9回）

日時 平成29年7月26日（水）10：00～11：57

場所 経済産業省本館17階国際会議室

出席者：

<委員>

横山委員長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、  
曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野電源開発株式会社執行役員・経営企画部長

國松日本卸電力取引所企画業務部長

斉藤イーレックス株式会社執行役員・経営企画部長

佐藤電力広域的運営推進機関理事

佐藤東京ガス株式会社電力本部電力トレーディング部長

新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣株式会社エネット経営企画部長

内藤関西電力株式会社執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田中部電力株式会社執行役員・グループ経営戦略本部部長

柳生田昭和シェル石油株式会社執行役員・電力需給部長

山田東北電力株式会社電力ネットワーク本部電力システム部技術担当部長

（代理：高橋東北電力株式会社東京支社副支社長）

議題：

- （1）インバランスの当面の見直しについて
- （2）間接オークション導入に伴う会計上の整理
- （3）既存契約見直し指針について
- （4）中間論点整理（案）

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
TEL：03-3501-1511（内線4761）  
FAX：03-3501-3675  
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

<連絡先>

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第9回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところをご出席いただき、ありがとうございます。

なお、本日、東北電力の山田オブザーバーはご欠席で、代理として高橋英人様にご参加いただいております。

また、小宮山委員は学内用務のため、本日は11時10分をめどにご退席されると伺っております。

早速ですが議事に入りたいと思いますので、それでは以降の議事進行は横山座長をお願いいたします。

○横山座長

皆様、おはようございます。本日は雨の中、お足元の悪いところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第にございますように、インバランス料金の当面の見直しについて、間接オークション導入に伴う会計上の整理、既存契約見直し指針、中間論点整理ということで議論をいただきたいと思います。

まず最初にインバランスの当面の見直しについてご説明いただいた後、そこで一旦議論をさせていただいて、それから次の3つのテーマについてご説明いただいて、また議論をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず資料3のインバランス料金の当面の見直しについて、事務局の小川さんのほうからご説明をお願いいたします。

○小川電力産業・市場室長

それでは、お手元の資料3「インバランス料金の当面の見直しについて」をごらんいただければと思います。

まず1ページ目ですけれども、本日も議論いただく内容としまして、このインバランス料金制度の見直しにつきましては、前々回のこの会合になりますけれども、6月6日にご議論を1度いただいております。そのときいただいたご意見なども踏まえまして、本日もご議論を踏まえて最終的な見直しというものを決めていきたいなというふうに思っております。

そもそもの問題意識としては、ここに簡単に書いておりますけれども、今、新しいインバランス料金制度、昨年4月から始まっておりますけれども、当初考えていたよりも、結果的には事業者の計画の遵守インセンティブが損なわれている可能性があるということを踏まえて、当面の見直し策についてのご検討をいただいているところであります。

現行のインバランス精算単価の算定方法というのは、次の2ページ目になります。算定式が書いてありますけれども、インバランス精算単価、卸電力取引所における市場価格をベースとしつつ、調整項が用いられていると。

1つは、全国大のインバランス発生量、余剰、不足の状況に応じて調整するという、それからもう一つ、 $\beta$ という地域ごとの需給調整コストの差を反映する調整項、これら2つが用いられているというのが現在の仕組みになります。

その後、3ページから5ページまでは現行制度の詳しい説明ですので、ここは飛ばしまして、6ページに飛んでいただければと思います。

これは、前回お示ししました料金算定式の見直しにおける基本的考え方というものでありまして、見直しに当たっての基本的な考え方、1つ目としては暫定的な制度見直しであるということ。これは、2020年度を目途とする需給調整市場の創設までの間の暫定的なものであると。現行の制度がそういうものであるということを踏まえて、見直しに当たっては政策コストと実効性のバランスを勘案することが重要ということ。

それから2つ目は、過大なペナルティ性を回避した上での事業者の計画遵守インセンティブの向上ということ。これにおいては、インバランスというのは、もちろん、そういうのが出ないようにさせていくということではあるんですけども、現行制度のもと、一定程度、不可避免的に発生し得るとする考えのもと、インバランス料金が過度に変動しないように配慮する必要があるということ。

3点目としましては、そもそもインバランス料金制度が機能する前提としまして、卸電力市場での市場機能がしっかり働いていくことが重要であるということが基本的考え方としてお示ししております。

まず論点①、これは前回のご議論に沿ってということですが、1つ目は、地域差を反映した $\beta$ 値についてどうするかということで、前はここの7ページの下にありますけれども、エリアプライスとシステムプライスの差の中央値を新たな $\beta$ の算定式としてはどうかということでご議論いただきました。

その場合——前回のご議論ということでは、次の次の9ページにまとめております。

基本的な方向性については、おおむね異論はなかったところではありますけれども、幾つかご指摘もありまして、もう少し月単位での是正ではなくて、週単位、あるいは日単位でということではできないかといったようなご指摘もありました。

そういったご指摘も踏まえて再度検討はしたところでありまして、9ページ、下の枠囲いの中の2つ目の丸、将来的には需給調整市場ができる中で $\beta$ 値も30分ごとに変っていくと。

結果的にはこういうのも変わっていくということを頭に置きつつですけれども、現行のシステムの中では対応に一定の時間を要するという事等。

「また」以下ですけれども、現在、足元で、地域間で市場価格に大きな差が出ているということがある中で、30分単位でこの $\beta$ を変えていくと、時として非常にインバランス料金が大きく変動するということがありますので、これは先ほど申し上げた基本的考え方、一定程度インバランスというのが不可避免的に発生する中で過度に変動することは避けるという基本的な考え方に沿いますと、余り頻繁に $\beta$ を変えるのではなくてということで、今回は、当面は月単位でということで行きたいというふうに考えております。

他方、最後のところにあります、この実施状況、運用状況につきましては、随時モニタリングをして、必要に応じということではありますけれども、見直しもあり得るということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

続きまして、論点②ということですが、「インバランス料金算定式の $\alpha$ の上下限」というのが次の10ページになります。

これは現行制度において変動幅に一定の制限を設けているということで、結果的にインバランス精算単価の振れ幅が極めて狭くなっているという状況があります。

現行は上下限20%というのがあるわけですが、これをもう少し広げて上下限、振れ幅をもう少し大きくする方向での検討をしてはどうかということで、具体的には11ページにあるような試算をお示ししながらご議論いただきました。

ご議論としましては12ページに少しまとめてありますけれども、特に事業者の方々から、この11ページの試算、上下限3%というような事務局がお示したのについては、かなり振れ幅が大きくなるのではないかとというような懸念も示されたところであります。

これにつきましては、12ページ下の枠囲いにありますように、11ページにお示したのは昨年度実績だったわけですが、その後直近の実績、卸電力市場の厚み、取引量が昨年以降徐々にふえているといったようなことも踏まえて新しく試算も行いまして、その結果も踏まえて、当初の案のとおり、上下限3%というものでいってはどうかというのが、この12ページにお示しているものであります。

その直近のデータを用いた試算というのは、次の13ページに記しておりますけれども、上下限3%、昨年度の実績では最大50円台ですが、そこが40円台ということ、さらに、その上限に張りつく頻度というのが、11ページでありますと、上下限3%の下から2番目、0.2%の頻度ではありますけれども、13ページでありますと、そこがかなり低くなっているということもありまして、徐々に市場の厚みが増すことで、事業者からありましたような懸念については一定程度

緩和されるのかなというふうに考えております。

他方、12ページの一番最後、なお書きにありますけれども、市場の厚みを増すということがインバランス料金制度が適切に機能する大前提であるということを踏まえまして、経済産業省においては、しっかりその市場が機能しているかどうかということを今まで以上に厳格に見ていくということを記しております。

その卸取引市場の状況ということは、参考として15ページに最近の推移をお示ししております。

折れ線グラフが取引価格で、下の棒グラフが約定量ということになりますけれども、昨年4月以降、青の棒グラフは右肩上がりですべてきているということでありまして。それから、取引価格は昨年4月以降、比較的低位で推移してきましたが、足元はちょっと上がっているという状況にあります。

こういった取引所の変化、市場の厚みが徐々に増していくといったようなことも踏まえ、今回、先ほどお示したような形での見直しをできればということを考えております。

17ページと18ページ、このインバランス料金制度が機能するためには、そこに関係する事業者の適切な取り組みが必要であるということでの留意事項を2点記しております。

まず17ページは、先ほどもありました市場が適切に機能するためにはということでは、やはり売り買いがしっかりとされているということ。

ここに例示していますのは7月14日、直近のものではありますが、ごらんいただきますように、北海道、東北、東京といったところは非常に価格が高くなっていると。もちろん、需給の状況によって高くなったりというのはあるわけですが、この極めて高くなっているところについては、しっかり市場として機能しているかということは見えていく必要がありますし、また、これが結果的にインバランス料金にも影響してくるということになります。

もう一点、留意事項としては次の18ページに記しております。この料金制度の前提となるインバランスの算定に当たっては、一般送配電事業者において、その算定を適切にすることが、これもまた制度の大前提になっております。

しかしながら、18ページの右下に表でまとめておりますように、昨年4月以降、既に何回か事後的に大きな誤算定というのが判明しておりまして、このうち中部電力と北海道電力のケースにおいては、インバランス精算というものがなされた後で、事後的に全部精算をやり直すということがありました。

これは、このインバランス精算1カ所での、一送配電事業者での誤りは、結果的に全国レベルでの精算単価に影響してくる結果、全国の事業者に負担を、再精算による負担を及ぼすということで、制度の適切な運用のためには、こういった送配電事業者による適切な対応も必要になると

ころではありますけれども、今回、一番下にあります東北電力において、また新たな誤算定というのが判明しまして、今これへの対応については、その影響規模も含めて検討中であります。

それから、前回の議論で言うと、論点の3つ目が、今度20ページになります。

料金制度の運用において、この制度のもとで、もともとの計画値同時同量の理念に照らしての不適切な行動をとる事業者がある場合に、しっかり対応していくべきということでありまして、これについては22ページにありますけれども、各委員からしっかり取り組むべきというご意見をいただいております。

これを踏まえての6月以降の取り組みということで、最後の23ページにまとめておりますけれども、現在、関係機関で連携して、今まで以上に厳格な監視というのを実施しているというところがあります。

具体的には、広域機関において、インバランスを繰り返し相当程度発生させている事業者、計76者に対して注意喚起を行った上での適正な計画の提出や不適切な計画の発生原因の究明と再発防止策の説明というのを求めているところがあります。

こうした注意喚起を行った上で、インバランスの発生規模が特に大きいといったような事業者、あるいはそこへの対応が不十分と考えられる事業者6者に対して個別にヒアリングを行うなどしているところでありまして、こういった注意喚起にもかかわらず、なお目立った改善が見受けられないところにつきましては報告徴収を行うといった対応をとってきております。

今後ですけれども、こういった対応をとりつつ、必要に応じて、対応が不十分な場合には、広域機関において指導・勧告といったような点、あるいは場合によっては電気事業法に基づく対応というものを考えていきたいということで現在対応中というのが前回のご議論の論点③への対応状況になります。

事務局からの説明は、以上になります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、最初に、ただいま説明のありました資料中、エリアインバランスの誤算定について、東北電力の高橋オブザーバーのほうからご発言があるということですので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○高橋オブザーバー

ありがとうございます。

本日の議論に入ります前に、当社より一言、皆様におわびがございます。

本日の資料、「インバランス料金の当面の見直しについて」の18から19ページにも記載がござ

いますが、当社では5月に東北エリアインバランスのシステム関連による誤算定が判明し、報告徴収への対応を行い再発防止に取り組んでいたところですが、今月の13日に再びエリアインバランスの誤算定が判明し、18日に経済産業省殿よりエリアインバランスの誤算定についての報告徴収を受領したことから、誤算定の内容とあわせて、発生原因及び再発防止対策を取りまとめ、24日に経済産業省に報告いたしました。

事務局からの説明にもございますが、今回の誤算定の発生原因は、平成29年4月からのFIT送配電買取制度の開始に合わせ当社のシステム設定変更を行った際、本来必要のないデータを取り込む状態になってしまったものです。

今回の誤算定を踏まえて、業務体制、システム面からのチェック機能の強化、業務処理における役割、責任の所在を明確化するとともに、誤算定につながった背景要因、組織要因を調査・分析し、新たな再発防止対策も構築してまいります。

また、今回のエリアインバランスの誤算定は、全国の発電・小売電気事業者様等との毎月のインバランス料金に影響を及ぼす可能性があるものであり、今後正しいインバランス量をもとに誤算定の影響を関係者の皆様等のご協力を得ながら把握してまいりますとともに、その結果を踏まえた対応に際しては、影響のある皆様と真摯に協議を進めさせていただき所存です。

全国の小売・発電事業者様を初め、多数の関係者の皆様にご迷惑をおかけしますことから、この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

今回、事務局からご説明のありました見直し内容につきましても適切に対応してまいります。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから先ほどご説明をいただきましたインバランス料金の当面の見直しについてご議論させていただきたいと思っております。

いつものように、ご発言をされる方はお手元の名札を立てていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

大山委員からお願いいたします。

○大山委員

ありがとうございます。

この需給インバランスの見直しですけれども、本質的には需給調整市場が機能するようになって、そのときにどう設計するかということに帰着すると思っておりますので、暫定的な対策であるということは理解しております。

暫定的な対策としてやるべきこととしては、まずは市場分断していないのに値段がうんと違うというのは、これは前にも指摘したことがあるかと思いますが、それを解消したいということと、それからもう一つは、指導や勧告ということではなくて、インバランスを出さないことが経済合理的な方向というのを目指すということだと思っております。

そういう意味では、 $\beta$ 、 $\alpha$ の改定というか、改正というか、その方向性は私はいい方向だと思っております。ご提案に賛成したいというふうに思います。

ただ、これが最善かどうかちょっとよくわからないので、もっといい案があれば、それにしようがよいような気もしますが、当面思いつく範囲では、これかなという気がしておりますので、一応賛成の意見を述べさせていただきました。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員お願いいたします。

○小宮山委員

電力の公正・中立・適正な取引を確保する上で、論点①、論点②に私も賛同させていただきます。論点①の $\beta$ に関しまして、ご指摘のとおり、システム改修とか地域間格差、市場の地域間の価格の格差を踏まえれば、政策コストと実効性のバランスを考えて、30分ごとを目指すという方向性を掲げる中で、 $\beta$ は当面月次単位で行うというその方針に私も賛成させていただきます。

また上下限、 $\alpha$ の上下限3%とする案に関しまして、最新のデータを踏まえれば適切のように思えますので、今後の市場の状況も鑑みながら検討を進めるにせよ、3%という上下限に関しましては、インバランス料金の予見可能性を低減するという、そういう方向に十分働くかというふうに思われますので、こちらにも賛同させていただきます。

最後、論点③に関しまして、大量の余剰インバランスに関しまして、今、大山先生もご指摘のとおり、大量のインバランスが発生いたしますと、調整コスト、ひいては電力コストの上昇につながりかねませんので、私も指導・勧告、場合によっては法律による厳しい処置というのは、経済的な電力運用を実現する上で大変重要というふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

では、松村委員からお願いします。

○松村委員



今回のインバランス料金の対応は合理的な方向に進んでいると思います。すぐにできることをすぐにやるということのほうがより重要ということを考えれば、とても合理的な提案だと思います。賛成します。

次に、今も問題になった23ページの「インバランス発生事業者への対応状況」というところで、前回はインバランス料金については、ある種の安定化のための措置をとっていることもあり、これだけで、インバランスを払っているから供給力を確保しなくてもいいという、そういう開き直った理屈は成り立たない。だから一定の監視は必要だし、最終的には登録取り消しすらあり得る。そう発言したと何か矛盾することを言うようですが、足元、広域機関がやっているこのヒアリングに関しては若干懸念しています。

若干懸念しているというのは、1つ間違えると、大手電力事業者が主導する広域機関が小さな事業者をいじめているような構図にも見えるという事態になりかねないので、最終的な運用は慎重にしていきたい。

杓子定規にやるのは重要なことではあるのですが、ちゃんとウオッチしていったデータを集めていくことは重要なことです。一方今回インバランス料金がいい方向に進んで、供給力確保義務を遵守するインセンティブが大きくなる状況に変わる。

もちろん、この変化後の状況でも、なおかつひどい不足インバランスを出した結果として安定供給危機におとしいれるとかということになれば、さらに厳しい規制の変更が必要になり、そうすると、守っている事業者にはむしろ迷惑ということもあり得るので、ちゃんと見ていただきたいのですが、しかし、一方でこれだけ大きく制度が変わるので、今後の行動は大きく変わるはずでは。

そうすると、今後の行動を見ても、なおかつずっと危ない状況が続いているという状況だとすると一定の行動に踏み出すというのは合理的だと思いますが、制度が変わるといっても踏まえて、性急に行動を起こすかどうかは、慎重に考えていただきたい。

それから次に、本当にこの不足インバランスを出して危機的な状況というのは、全体としてすごく不足インバランスが発生していて、本当に予備力が足りなくなって大変なことになりかけたというときに、ほかの事業者は全般的に不足インバランスを、予想外に需要が出た結果として不足インバランスを出しているのだけれども、突出して多くを出すのは本当に迷惑なので、そういうようなことだとすると、本当に厳しく見る必要はある。でも、全体で余剰インバランスが出ている中で小さな事業者がちょっと不足インバランスを出していて、これが、でも規模が小さいからすごく大きな割合で不足インバランスを出しているという状況と、全体で不足インバランスが出てきて、なおかつ、その不足インバランスを増やす方向に働く方向でいつも供給力が確保で

きていないというのでは、安定供給に与える影響は全く違うことになると思うので、その点は少し丁寧に見ていただいて、本当に危機的な状況でまずいことをしていることを確認した上で、ある種の処分だとかは出していただきたい。

最初の事例をみなとても注目している。余り納得いかないようなことで処分されるだとか、公表されるだとかということになると不満がたまってくる。これ誰がどう考えても当然という事例で出てくれば恐らく納得するだろうし、その後の牽制効果も強く働くと思うので、運用はとても慎重にやっていただきたい。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、秋元委員からお願いいたします。

○秋元委員

どうもありがとうございます。

前回は申し上げていますし、これまでも意見がありましたので、特に加えることはないんですけども、基本賛成で、ベストじゃないかもしれませんが、早くやるのが重要ですので、余りこれ以上議論するのではなくて、もう早く導入を進めるべきじゃないかというふうに思います。

ただ、前回は議論ありましたように、小規模な事業者に関しては、どうしてもインバランスをほかよりも、大規模よりも出しやすいという事情はあると思いますので、そういう部分に関しては何らかの形でよく見ていくということは重要なことというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、OCCTOの佐藤さんからお願いいたします。

○佐藤（悦）オブザーバー

今、松村先生からご指摘がございましたが、ここに書いてありますように、ヒアリングでありますとか報告徴収を実施しているわけでございますけれども、業務規程に基づく指導、または勧告にまだ至っていないということは、これは先生からご指摘があったのを待つまでもなく、相当慎重にやっているからということでもあります。

それで、もちろん、これも先生がおっしゃったように、私どもも行為を変えていただくということが第一の前提でありますから、処分をするために注意喚起を行うとか、今後、指導、または勧告を行ったとしても、それはまさに行為を変えていただくためにやるということで、当然のこ

とながら、処分をするためにこういったことをするという事ではないということは申し上げますし、先ほどいただいたようなご注意は拳々服膺して、この次の段階に当たりたいというふうに思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、東京ガスの佐藤さんからお願いいたします。

○佐藤（裕）オブザーバー

私ども事業者の立場としても、このように10月1日という1つの明確なターゲットを決めて、そこでできる見直しということで、今回まとめていただいた事務局案には、基本的に賛成したいと思います。

その上で、事務局案の6ページの3番でまとめていただいておりますとおり、今回の見直しが適切に機能するためには、卸電力取引市場の活性化、市場取引量の厚みというのが1つの大きな前提になると思います。そうした取り組みを通じて実効性を高めていくという方向性をここで明確に位置づけていただいたのは非常にありがたいことだと思っております。ぜひそういった部分を含め、この方向で進めていただければと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、斉藤さんからお願いいたします。

○斉藤オブザーバー

ありがとうございます。

私が申し上げたかったことは、本当に今、佐藤さんがおっしゃったことと全く同じでして、基本的には事業者としてこちらの考え方に賛成でございます。

まさに市場の厚みがあってこそ、この制度というのはしっかり機能するという事で、まさにここに書かれているとおりでございますので、そちらの市場監視のほうを引き続きお願いできればと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さんからお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

この7月より前任の秋山にかわりまして、本会出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

2点コメントさせていただきます。

今の不適切な事業者の件につきましては、もう委員の方々からコメントをいただいたとおりで、23ページにございますとおり、今慎重にご対応をいただいているということでございますので、これは引き続きぜひとも監視並びに必要な応じた指導をお願いしたいと思っております。

それともう一点、東北電力さんのほうから誤算定のお話がありましたけれども、やはり私も、今月次の収支を見る中でも、なかなか値が確定できないという状況がかなり続いてございますので、ぜひ同じようなポイントで、ほかのエリアでも誤算定がないのかどうかといったところにつきましては、この機会を通じて、ぜひご点検いただければ幸いです。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、國松さんのほうからお願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

このような形でまとめられたところ、私ども取引所としまして、しっかり間違えないような計算を実行していく所存でございます。

あわせて、取引所の厚みというのは非常に大事だということでご指摘いただいております。私どもとしまして、できる限り取引量の増大、厚みの増していくことを取り組んでまいりたいと考えてございます。

1点、この開始時期に関しまして、これ恐らく省令でございましょうか、改定が必要かと思うんですけども、10月の改定でやったときに、10月受け渡し分からこれを充てるのか、それとも10月の算定から当たるのか。なるべく早く入れるのであれば、私どもは10月のときに新しい計算をすぐにできることとなりますので、10月受け渡し分からですと、最初に計算される、確定の計算されるのが1月になろうかと思っておりますけれども、なるべく早い導入を私どももしたいと考えてございますので、省令の見直し等につきましても、できる限り早くやっていただければ、私どももそれにしっかり応じていきたいと考えてございます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますたら、事務局におかれましては、本日のご意見を踏まえて制度化に向けてお願いをしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、資料4、5、6と事務局から続けてご説明をいただいて、その後また議論をさせていただきたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

#### ○鍋島電力供給室長

それでは、資料4をごらんいただければと思います。

「間接オークション導入に伴う会計上の整理」という点について資料をご説明いたします。

まず最初に、「間接オークションの導入の意義」でございますけれども、そこにも書いておりますけれども、従来「先着優先ルール」であったというところでございますけれども、3つ目のポツですけれども、貫徹小委の議論を踏まえまして、今後は入札価格の安い電源順に送電することを可能とするルール、間接オークションを導入するというところで検討が進められているというところでございます。

次のページをごらんいただければと思います。

こちらは、「間接オークションの概要」について記したものでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3ページ目をごらんください。

「間接オークション等の導入時期」でございますけれども、2018年度に間接オークションを導入、それから2019年度に間接的送電権を導入するという予定になってございます。

続きまして、4ページ目をごらんいただければと思います。

「これまでの議論」ということでございますけれども、間接オークションの導入に関しましては、広域機関の地域間連系線の利用ルール等に関する検討会を踏まえまして、第3回のタスクフォースにおいて議論が行われたところでございます。

その後、関係者への意見募集・ヒアリングを実施いたしましたけれども、間接オークションの導入に当たりまして、特定契約や間接的送電権等について会計上の取り扱いの整理が必要という意見があったところでございます。

これを踏まえまして、こうした特定契約等についての会計上の整理につきまして、複数の公認会計士と確認を行いました。

その結果、次ページ以降のような整理が適当と考えられますので、順にご説明いたします。

まず、5ページ目をごらんください。

「特定契約について」です。

特定契約の趣旨でございますけれども、1つ目のポツに書いてありますけれども、連系線利用ルールの見直しに伴いまして、間接オークションが導入された場合に、エリアをまたぐ電力取引については、1度JEPXを通じて取引されることとなります。すなわち、スポット市場価格で約定されるということになります。

このときに当事者間の合意によりまして、JEPXのスポット市場価格にかかわらず固定価格で電気の受け渡しを行いたいというケースも考えられまして、その場合に一定の契約を結ぶことが考えられます。これを私ども「特定契約」というふうに呼ぶことにいたしたいと思います。

このときに問題になりますのは、このような特定契約を結んだときに、この取引がデリバティブ取引に当たるかどうかという点でございます。この点につきまして複数の公認会計士に確認を行いました。

その結果につきまして、6ページをごらんください。

6ページ目に「特定契約の会計上の整理」というふうに書いておりますけれども、読み上げますと、特定契約は、スポット市場を介して電力を受け渡すことを内容とする電力受給契約の一種であり、電力財の取引と事業者間精算の取引は一体の契約で行われることとなることから、金融商品会計基準の対象外、すなわちデリバティブ取引には該当しないというふうな回答を複数の公認会計士からいただいているということをご紹介いたします。

それから7ページ目、「間接的送電権等について」です。

間接的送電権等の趣旨でございますけれども、これまでの議論におきまして、1つ目のポツですけれども、経過措置の対象にならない事業者についても、スポット市場において市場分断が生じた場合に、エリア間値差の問題なく固定価格等で電気の受け渡しを行う相対契約を締結する仕組みを整備することが必要というような議論がこれまでなされてきております。

このために、いわゆる「間接的送電権等」というものを具体的に設計し、ベースロード電源市場創設までに導入するというようにしております。

この間接的送電権等についての会計上の整理についてでございますけれども、これにつきましては現在JEPXにおいて具体的な商品設計が行われている段階というところでございまして、次のページをごらんいただければと思いますけれども、「間接的送電権等の会計上の整理」ということですが、複数の公認会計士に確認を行っている、議論を行っているところでございますが、デリバティブ取引に当たるかどうかは、現時点では明確な整理を行うには至っておりません。

その会計上の整理につきましては、今後の商品設計等の検討を踏まえまして、改めて複数の公認会計士に確認をとって、早期に整理を行うこととしたいというふうに考えております。

資料4についての説明は、以上になります。

続きまして、資料5-1をごらんいただければと思います。

資料5-1は、「既存契約見直し指針について」の資料になります。

次のページ、1ページ目をごらんください。

まず既存契約見直し指針を作成することになった経緯についてご説明いたします。

2つ目のポツでございますけれども、これまで貫徹小委の議論等を経まして、ベースロード電源市場、容量市場、非化石価値取引市場などの新たな市場等を整備するというふうな方向で議論が進められてきております。

3つ目のポツですけれども、こういう制度改正を行ったときに、事業者間で締結された既存契約につきましても、そうした制度改正が目指す趣旨を達成する形で、原則事業者間の協議を通じてではありますけれども、適切に見直されることが望ましいというふうに考えられます。

次のポツですけれども、他方で、個別論点ごとに利害対立が先鋭化する結果といたしまして、事業者間の協議において制度改正の趣旨が達成されないといった事態も今後発生し得るというふうに考えております。

「そのため」ということで次のポツですけれども、貫徹小委における中間取りまとめにおきましても、事業者間の協議円滑化を図る観点から、政府等が協議に際しての基本的な考え方等を指針として示し、同指針等をベースに事業者が詳細な協議を行うことを求めるべきであるというふうにされたところでございます。

本日は、こうした決定、議論を踏まえまして、事務局において指針案を作成いたしましたので、ご議論いただければというふうに考えております。

次のページをごらんいただければと思いますが、これは貫徹小委の中間取りまとめの概要についてまとめた資料でございますので、説明は省略させていただきます。

また、次の3ページ目につきましては、「既存契約見直し指針の必要性について」ということで貫徹小委中間取りまとめの内容を記載しておりますけれども、先ほどの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページでございます。

「今般の既存契約見直し指針の焦点」という点でございますけれども、今般の指針作成におきましては、この1つ目のポツにありますが、それぞれの制度改正の時期が異なるということも鑑みまして、まずは短期的に対応が必要となる制度改正に係る既存契約の見直しに関しまして、先

行して指針を整備することにしたいと考えております。

その上で、2つ目のポツですけれども、ベースロード電源市場に関しまして、電発電源の早期切り出しの論点につきましては、これはベースロード市場の問題とも関係が深いので、一体的に検討したいというふうに考えております。

したがって、今回の指針では、その図にありますベースロード電源市場、それと一体となる電発電源の早期切り出し、それから連系線利用ルールについて指針を整備したいというふうに考えております。

次のページをめくっていただきますと目次となっております、まずベースロード電源市場について指針の内容をご説明いたします。

6ページ目につきましては、「ベースロード電源市場の創設趣旨」ということでございます。それで資料を掲載しております。

3つ目のポツに書いておりますとおり、これまでも議論が進められてきておりますけれども、小売競争をさらに活性化させるということで、新電力におきましても大規模なベースロード電源にアクセスすることを容易とするための新たな市場を創設するという、それから同市場を適切に機能させるための実効的な仕組みを導入することが必要だということについて触れております。

続きまして、7ページ目につきましては、ごらんいただければと思います。

「実効的な仕組の必要性」ということで資料を掲載しておりますけれども、2つ目のポツにもありますけれども、ベースロード電源市場を機能させ、新規参入者との競争条件のイコールフットディングを図っていく観点からは、稼働済みの電源に係る既存契約はベースロード電源市場創設までに適切に見直される必要があるという点について書かせていただいております。

次の8ページ目をごらんいただければと思います。

ベースロード電源市場の仕組みの基本的なコンセプトという点でございますけれども、簡単にご説明しますと、2つ目のポツですけれども、発電した電気の一部を適正な価格でベースロード電源市場に供出することを旧一般電気事業者に求めるということを通じで市場をつくっていくということを書いております。

それから、9ページ目でございますけれども、貫徹小委における議論の振り返りということで資料を1枚つけておりますけれども、先ほど説明した内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

10ページ目をごらんいただければと思います。

本日の指針に関しましてご議論いただきたい論点、ベースロード市場関連の論点を3つほど書



かせていただいております。

1つ目は制度的措置との整合性、2つ目は契約見直しに伴う対応、3つ目は電発電源の早期切り出しに対するインセンティブというところで論点を3つ書かせていただいております。

内容につきまして、それぞれスライドでご説明いたします。

次、11ページに論点①というふうに書かせていただいております。

ベースロード電源市場の詳細設計につきましては、本タスクフォースでも並行的にご検討、ご議論いただいているところでございます。

そうした議論の中で決まっていくことでございますけれども、1つ目のポツですが、制度的措置に基づきベースロード市場に供出を求められる発電事業者につきましては、保有するベースロード電源の平均コスト、加重平均をベースとして供出上限価格以下で同市場に供出するという方向で現在ご議論いただいているところでございます。

2つ目のポツですけれども、詳細設計につきましては並行して議論するというところでございますけれども、見直し対象となる契約の選定及び各ベースロード電源への供出量の割り当て等に関しましては、原則そういった上限価格等のルールとの整合性に留意しつつ決定することが適当であるというふうに考えております。

3つ目のポツですけれども、「具体的には」ということで一例ではございますけれども、各ベースロード電源の事業者ごとに決定される供出量を按分いたしまして、同量を供出するに足る契約見直しを実施するということが適当というふうに考えております。

12ページをごらんいただければと思います。

「ベースロード市場における一般水力の扱いについて」ということで、前回のタスクフォースでもご紹介した資料を掲載しております。この内容については、説明を省略させていただきます。

13ページでございますが、論点②ということで「契約見直しに伴う対応」という点について資料を書かせていただいております。

1つ目のポツですけれども、既存契約を見直した場合に、2行目でございますが、例えば小売事業者におきましては、より高値での電源調達を行うといった事態、それから発電事業者におきましては、計画外停止時において従来受け取れた基本料金を受け取れないといった事態が生じ得るというふうに考えられます。

2つ目のポツですけれども、こうした場合に、それぞれ何らかの対価を相手に要求するということが考えられるというところでございますが、他方で、本見直しにつきまして、契約見直しにつきましては、公益的な課題に対応するためのベースロード市場が創設されるということに伴いまして実施されるということ踏まえましたら、いずれの事業者もベースロード市場への供出に

当たって、こうした要求、つまり、それぞれ対価を求めるといった要求を行うことは適切ではないというふうに考えております。

3つ目のポツでございますけれども、今後——まあ、2行目になりますけれども、過去の締結時から事業環境が大きく変化するという事も考えられるということで、ベースロード市場への供出が求められていない電源についても、当事者間で誠実に協議の上、見直しの要否を検討し、必要な見直しが行なわれることが適当というふうに考えております。

それから、次のページをごらんいただければと思います。

14ページ、「電発電源の早期切り出し等に対するインセンティブ」についてです。

こちらにつきましては、前回のタスクフォースでもご議論いただいておりますけれども、1つ目のポツですが、ベースロード市場の創設を待たず、電発電源の切り出しを行うということは競争活性化に資するという事で望ましいというふうに議論されているところでございます。

2つ目のポツですけれども、前回もご議論ありましたけれども、電発電源の早期の切り出しを促すべく、こうした取り組みについて何らかのインセンティブを付与することが効果的というふうに議論されているというふうに理解しております。

3つ目のポツですけれども、したがって、インセンティブにつきまして、本指針上で規定し、可能な限り早期にこうした仕組みを活用できるような環境整備を行ってはどうかというふうに考えておまして、そこにインセンティブということで2つ例を書かせていただいておりますけれども、1つ目は、ベースロード市場における供出量控除ということで、ベースロード市場創設前に切り出し等を行った場合に、旧一般電気事業者の同市場創設直後の市場供出量から創設前に切り出した総量分を控除するというインセンティブを指針の中で規定したいというふうに考えております。

それから、2つ目ですけれども、切り出す電源の選択ということに関しまして、ベースロード市場創設後の契約見直しに関しましては、制度的措置との整合性に鑑みまして、電源ごとの供出量を決定することにしてはどうかというふうに考えておりますけれども、これに対しまして、早期に切り出される電源については、この整合性を問わないという形でインセンティブを規定してはどうかというふうに考えております。

15ページ目は、先ほどのインセンティブの例の1、ベースロード市場における供出量の控除という点につきまして模式図を書いております。詳細については説明を省略させていただきます。

ベースロード電源市場に関する内容は以上になりまして、次のページから連系線利用ルールの見直しに関する指針の内容についてご説明いたします。

17ページは、「間接オークションの導入の意義」という点に関する資料になりますので、説明

は省略させていただきます。

18ページ目に「本日も議論いただきたい論点」ということで4つほど書かせていただいております。

1つ目は経過措置の取扱いについて、2つ目は経過措置との整合性確保について、3つ目は電源の差し替えメリットの扱いについて、4つ目は特定契約の見直しに関連する紛争解決制度の利用についてという論点になります。それぞれスライドにて説明させていただきます。

19ページ目をごらんいただければと思います。

最初に議論の前提となります「間接オークションの導入に伴う既存契約見直しの必要性」について簡単にご説明いたします。

1つ目のポツですけれども、間接オークションが導入された後に、エリアをまたぐ取引につきましては、JEPXを介して電気が取引されるということになります。

2つ目のポツですけれども、これまでと同様の契約内容を維持するためにはこういう制度が導入されますので、既存契約を見直すということが必要になります。

20ページをごらんいただければと思います。「経過措置の取扱いについて」という論点になります。

最初に経過措置について若干補足させていただきますけれども、経過措置というものにつきましては、エリア間で値差が生じた場合に、値差相当分をJEPXと経過措置対象者との間で精算・調整するという仕組みになります。

この経過措置につきましてですけれども、このオレンジのところの1行目にも書いてありますけれども、原則として、連系線の利用登録を行った受電側の小売電気事業者に付与されるという仕組みになります。

この経過措置につきましては、その趣旨といたしましては、既存契約を有する事業者が従来同様に、例えば固定価格で契約を維持すると、そういう従来と等価な契約を結ぶために与えられるというものでございまして、このオレンジのところの2行目にありますけれども、従来契約の見直し、例えば、特定契約の締結ということが適切に行わなければ、従来どおりのそうした契約を維持するということとはできないということになります。

ということでございまして、例えばというところですが、2行目以下に書いてありますが、送電側エリアの値段が受電側エリアの値段より安価となった場合には、受電側の小売電気事業者はエリア間値差相当分をJEPXから受け取れる一方で、送電側の事業者は精算を受け取れない。ちょっといろいろ難しく書いておりますけれども、すなわち、従来よりも発電事業者側は安い販売価格しか受け取れないというふうなことになります。こういったことは、この経過措置の制度

が狙っているものとは異なる状況になります。

ということでございまして、青枠の中でございますが、既存契約の見直しの基本的な考え方といたしまして、エリアをまたぐ電力取引に係る契約を締結していた事業者におきましては、特定契約及び経過措置を組み合わせることで、事業者間において適切に精算を行うことができる契約を締結することが適当というふうに考えております。

続きまして、21ページ目をごらんいただければと思います。

「特定契約について」ですが、その内容につきまして詳しく書いております。

特定契約につきましては、その「※」のところ小さく書いておりますような内容、スポット市場を介して電力を受け渡す、それから当事者間で合意した特定価格を契約の内容に含む、3つ目、特定価格の一部を取引所で決済する、残りを直接支払うと、そういったことが契約に含まれているというものを特定契約というふうにしたいと考えておりますけれども、その例につきまして、このページの中でご説明をしているところでございます。

22ページにつきましては、「特定契約及び経過措置に基づく資金の流れ」ということで模式図を示したものでございますけれども、説明は省略させていただきます。

23ページにつきましても、「経過措置について」ということで参考で資料を掲載しておりますけれども、説明を省略させていただきます。

それから、24ページ目に論点の2つ目について書かせていただいております。

経過措置につきましては、ちょっと繰り返しになりますけれども、従来と等価な相対契約を締結できるように措置されたものでございます。

それで、広域機関及びJEPXにおきまして、当該経過措置対象者の経過措置利用状況を確認し、検証するというようにしております。

したがいまして、2つ目のポツですけれども、広域機関におきましては、経過措置対象者が特定契約を締結していないなど、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に将来の経過措置計画、または入札内容を見直すように要請し、業務規程に基づき指導、または勧告を行うということが適当と考えております。

それから、3つ目のポツですけれども、JEPXは、経過措置対象者がそうした広域機関の見直し要請に従わない場合には、特別な精算、すなわちエリア間値差相当分を踏まえた精算を行わないというふうにすることが適当というふうに考えております。

それから、次の25ページをごらんください。

論点③ということで、「電源の差し替えメリットの取り扱い」ということで資料を掲載しております。

1つ目のポツですけれども、連系線利用ルールなどの見直しの結果、電源の差しかえを行うというふうなことが可能になります。この結果、送電側の事業者には電源の差しかえメリットを得る機会が発生するというふうに考えられます。

2つ目のポツですけれども、この電源差しかえのメリットの扱いですけれども、誠実な協議を通じて決定することが適当というふうに考えております。

3つ目のポツですけれども、この電源差しかえメリットを特定するに当たっては、電源の限界費用であるとか、そういう情報が必要になりますけれども、これらは機微な情報であるというふうに考えておまして、4つ目のポツに書いてありますが、両当事者間は、既に公表されている情報、それから契約に基づき両当事者間で既に共有されている情報に基づいて誠実に協議を行うことが適当というふうに考えております。

それから、26ページ目をごらんいただければと思います。

最後の論点になりますけれども、「特定契約の見直しに関連する紛争解決の利用」ということで、仮に特定契約に関する紛争が生じた場合には、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続が利用できる、利用することが適当であるというふうに考えております。

続きまして27ページ、その他という点でございますが、さらにページを繰っていただきまして28ページ、「今後の検討課題」ということで、先ほども触れましたけれども、今回はベースロード市場、それから連系線利用ルールに関する指針でございますけれども、今後、容量市場、非化石市場などの検討が深まりましたら、制度の導入に当たっては、既存契約の見直しに関する指針について改めて整備を行っていきたいというふうに考えております。

資料は以上でございますけれども、以上のような内容を指針に書き込むことが適当ではないかと考えておまして、事務局におきまして今回資料を配付しておりますけれども、5-2という資料、ワードで書いた文書の資料を準備しております。

先ほどの内容に従ってそういうものを作成しておりますので、この是非につきまして、内容についてご議論いただければというふうに考えております。

その上で、説明が続いて恐縮ですけれども、資料6、中間整理についても簡単にご説明したいというふうに考えております。

資料6を開いていただければというふうに考えております。

今回も含めまして、これまでの9回の議論の内容を整理する形で中間論点整理（案）というものをまとめましたので、ご議論、ご確認いただければと思います。

1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず「はじめに」ということで、制度検討作業部会の設置趣旨等について触れております。

その中で詳細は割愛しますが、最後のパラグラフにおきまして、今回の中間論点整理の位置づけについて触れておりますので、読み上げます。

最後のパラグラフですけれども、本中間論点整理は、今後の導入時期を踏まえて、事業者や関係機関の準備を早急に進める必要がある連系線利用ルールの見直しや既存契約見直しについて詳細設計の方向性を提示すると。また、市場の活性化や健全化のために早期の対応が求められる電発電源の早期切り出し、沖縄における小売競争活性化、インバランス制度の見直しについて、あわせて方向性を提示するものであるというふうにしております。

具体的な中身については、「Ⅱ.」の各論以下になります。

まず、「1. 連系線利用ルールの見直し」でございますが、この内容は第3回の本タスクフォースで、広域機関の検討会について大山委員からご紹介いただいた内容に沿ってまとめております。

1ページの下の方に「意義」、それから2ページ目に入りまして「詳細設計の方向性」ということで「基本的な考え方」、それから3ページ目に「間接オークション導入後の連系線管理運用」、「長期固定電源の取扱い」、それから4ページ目に「特定負担者への対応」、「経過措置」というふうに第3回の議論を踏まえて資料をまとめております。

それから、5ページ目に入りまして、「特定契約の会計上の整理」、「間接的送電権等の会計上の整理」という点につきましては、先ほどご説明した内容をこのワードに落とすということを書いております。

それから6ページ目、「(3) 今後について」というところでございますけれども、読み上げますと、間接オークションと間接送電権等に関し、制度運用開始前に、必要な運用ルールについては、引き続き、検討を行うこととするというふうにしております。

続きまして、「2. 電発の電源の早期切り出しに資する取組」という点ですけれども、これは前回のタスクフォースで議論いただいた内容を事務局資料に沿ってまとめているものでございます。

「(1) 意義」、それから「(2) 詳細設計の方向性」としてございまして、次の7ページ目に入っております。また、「(3) 今後について」というところでは、既存契約見直し指針において、電発電源の早期切り出しに係るインセンティブを位置づけ、旧一般電気事業者及び電源開発に対して、引き続き早期の切り出しを行うことを求めていくというふうにしていただいております。

続きまして「3. 沖縄電力の自主的取組拡大による小売競争活性化」という点ですけれども、これは第5回のタスクフォースにおきまして、沖縄電力から行われたプレゼン、また第5回にお

いて行われた議論を踏まえまして、事務局において記載をまとめたものでございます。

1つ目の(1)では「意義」、それから(2)の「具体的な方向性」というところでは、沖縄電力は本作業部会のヒアリングにおいて、需給調整用の卸電力メニューの創設について検討を進めることを表明したこと、それからこうしたメニューが新電力に提供されることで、新電力の円滑な電源調達を可能とし、沖縄県内における小売競争が活性化することが期待されるという点について記載させていただいております。

それから、「(3) 今後について」という点ですけれども、読み上げますと、沖縄電力が現状より踏み込んだ検討を進めると表明したことは評価しつつも、需給調整用の卸電力メニューの早期の創設を実現することが重要であるという点。

それから、また、前述の取り組みに加えて、新電力の電源調達を円滑化する観点等に鑑み、電源開発の石川火力発電所のように、需給カーブに沿った運用に起因し発生している余剰電力量を活用する取り組みについても、検討される必要があるという点。

それから、なお、こうした検討は自主的取り組みの監視等を行っている電力・ガス取引監視等委員会とも十分に連携しつつ、進めることが適当であるという点について記載させていただいております。

それから、8ページ目に入りまして、「インバランス制度の見直し」について資料をまとめておりますけれども、これは先ほど前半の議論であった内容について、資料を、スライドをワードに落としているものでございます。

「(1) 意義」、「(2) 詳細設計の方向性」、それから8ページ目の下に「今後について」ということで「料金の見直し」、それから次のページに入りまして、「インバランス料金制度の運用状況の監視について」、「インバランス料金制度を適切に機能させるためのその他の政策的取組の必要性」という点について記載させていただいております。

それから、最後、10ページからは「既存契約の見直し指針」ということで、先ほどご説明した資料に沿って記載を行っております。

「(1) 意義」、それから「(2) 詳細設計の方向性」ということで内容を記載させていただいております、それからその内容がずっと続きますけれども、最後、13ページに「今後について」という内容を書かせていただいております、今後については、ベースロード電源市場及び連系線利用ルールの見直しを対象とした既存契約の見直し指針は早期に策定し、今後、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場の整備の進捗状況にあわせて、必要に応じて、項目を追加していくこととするというふうにしております。

本日議題となっている事項についての記載は、本日の議題を踏まえて座長ともご相談しつつ修

正していきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、事務局からの資料の説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました資料4、5、そしてその中間取りまとめ、資料6の議論をいただきたいと思います。

先ほど鍋島さんからご説明がありましたように、資料4、5で、また大きな修正ありましたら、もちろん、6の修正をさせていただくということでございます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

では、小宮山委員からお願いいたします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。

私のほうから、まずベースロード電源の論点①でございますけれども、こちらは例として、kWhベースで供出量を各電源に按分して、その供出量分の既存契約を見直す例として書かれておりますけれども、大変わかりやすい案だと思います。

次の論点②の契約見直しに伴う事業者の不利益、そこが過度に発生しないように見据えながら、この例としてお示しいただいた案を進めてはいかがかというふうに私は思いました。

続きまして、連系線の論点③の電源の差し替えに関しまして、恐らく今回の間接オークションによりまして、こうした差しかえのインセンティブというのは発生し得ると思います。

それで、私は、ぜひこうした電源の差しかえに伴うメリットを小売事業者の利益にも還元するような指針を作成されてはいかがかと思った次第でございます。

それから、最後に、論点④で電気・ガス取引監視等委員会の非常に透明性、また公正中立な紛争解決制度、あっせん・仲裁制度を利用する案に関しましても、私としては賛同させていただきます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、廣瀬委員からお願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。

私も既存契約見直し指針に関して申し上げます。



その中でベースロード電源市場に関してですが、発電設備にファイナンスをつける立場から申しますと、卸供給に関する相対契約があるということは、その発電設備が将来生み出していくキャッシュフローの予測可能性をそれだけ高めるという効果がありますので、望ましいと見ることができます。

したがって、もし仮にその相対契約が、当事者間で恣意的に見直されることのあるものと見られてしまいますと、キャッシュフローの予測可能性を高める効果はそれだけ減ってしまいますので、その分のリスクはファイナンスのコストに上乘せされることになってしまいます。

そうではなくて、既存の相対契約を見直すのは、あくまでこの指針の考え方に沿うためであって、見直しは無制限に恣意的に行われるものではないということをはっきり示すという意味で、今回指針が準備されていることは大変結構だと考えます。

続いて、その内容に関して1点だけ、対価ということでご説明いただきました。違約金みたいなものかと思うのですが、ここで議論されている相対契約の見直しは、契約の当事者の個別の事情によって見直しが行われるというのではなくて、電力自由化のもとの公益的な課題に対応するために、ほかの施策とともに一体的なものとして行われるものです。

すなわち、ベースロード電源市場への供出のために既存契約を見直すというものですから、一般的な契約見直しの場合とは異なって、違約金のようなものを取るべきではないと考えます。

したがって、この指針の目的ののっとなって契約を見直す場合には違約金を取らないという考え方を示すのがよいと考えます。

資料5-2として配付されております指針（案）を拝見しましても、「いずれの事業者もこうした要求を行うことは適切ではない」と記載されておりますので、これで結構だと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、違約金に関しては、今ご意見があったのに賛成いたします。

今まで、見直しでは、私は、どう考えても正当と思えないような違約金を支配力のある事業者が要求していたのではないかというのを相当強く疑っている。そういうことがあるからこそ、こういう指針を示す必要があると思いますので、この点についてはぜひ明らかにしていただきたい。

それから、次に電源差し替えのメリットに関してです。お帰りになってしまって意見を聞くことをできなくなったのですが、小宮山委員が発言された点に対する異論です。資料5-1のスラ

イドの25です。ここで小売側にメリットがあるようにすべきという理屈は、私にはよくわからなかったもので、もし今後同様の主張される方がいらっしゃるとすると、どういう理屈なのかを教えてください。

まず、これ電源側が全部とるということをしたとすると、メリットオーダーの観点からして最も効率的な選択をすることが予想されます。つまり、自分のコストよりも低ければ差し替えるというインセンティブが100%発生するようになるので、このメリットオーダーの貫徹という観点から見ると、電源側が利益をとることで最も効率的になるはず。電源側がすべてをとって何の不都合があるのか。

買い手のほうとしても、そうなって不都合があったら確かに困るのですが、電気に色ついていない。kWh幾らで、変動させることの権利としてkWに対して幾らでと払っている。この状況で、どの電源から電気が出たとしても、小売のほうにデメリット生じることはないはずなので、このメリットをよこせというのは逆にどういう理屈というのがよくわかりませんでした。

ただ、ここに書かれているのは誠実に協議してくれと書いてあるので、原則は発電側がとるとするのは自然だとは思いますが、何らかの理由によって、小売側も何か条件をつけたいとかというようなことが出てくるということはある得とは思いますが、その点について誠実に協議することはいいと思いますが、これは無理に小売側に利益が渡るようにガイドラインを書く必要などなく、私は逆に、原則は発電側がとるというほうがよほど自然なのではないかと思います。原則発電側がとるということをしたことによって、こんな非効率性が発生するという例があれば、ぜひ教えてください。

最後に、今回の論点ではないと思いますが、資料6のところでも沖縄電力のことが先ほども少し説明されました。この点について書かれていることは100%賛成します。前回の沖縄電力の表明は高く評価すると、確かに多くの委員が言った。

でも、これだけでは十分でないという可能性はあるので、事業者の言うこともよく聞いてほしいということだったと思います。そういうラインで書かれていると思います。

現実に変なことが起こっていないかどうかは、どこかの部署でちゃんと見ていただきたい。例えば、あの議論からすると、当然自然体で、事業をやろうと思っているところは沖縄電力に相談に行ったはず。ところが、沖縄電力へ相談に行ったけれども、沖縄電力はあそこで表明した以上のことはやるつもりはありませんと門前払いしたなどということになったとすると、著しく前回の議論にも反するような不誠実な行動をとっていることになる。この報告書に書かれているようなラインでちゃんとやっているのかどうか。新規参入者が言うことを無条件に何でも受け入れるということではないのですけれども、少なくとも誠実に協議する。自分が表明したこと以外は

やらないというようなことでは決してないと思いますので、そのようなことが起こっていないかどうかは、どこかでちゃんと確認等していただければと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、大橋委員お願いいたします。

○大橋委員

2点あるのですが、まず資料4の6ページ目ですけれども、基本的にこれは事業者間の精算における取引現物の取引は一体として行われるとみなせるので、金融商品の会計基準の対象外だという結論については特段反論はないわけですけれども、ただ、実態面として見たときに、事業者間の精算取引というのは実は2つのコンポーネントから成っていて、1つは取引所の取引、もう一つはリスクヘッジ商品の取引というものが2つバンドルされているというふうにみなせるんだと思います。

よって、この取引——まあ、一体として行われているというふうにみなせばそうなんですけれども、ただ、これが行われた後に、例えば発電事業者がこのリスクヘッジの商品だけを切り離して再販することだって理論的にはできるのではないかと思います。ある意味考えてみると、デリバティブの商品がこれを認めることによって生まれているということは、実態面としては多分存在しているのかなと思います。

そういう意味で、だんだん金融商品的なものというのは、多分何となくグレーゾーンの中からいろいろ芽出しが出てきているのかなという感じはしますので、そういうところもきちっと踏まえて今後の方向性は議論していくのかなというふうに思います。

2点目は、資料の5-1の10ページ目の電源の差しかえメリットの話で、複数コメントがあったわけですけれども、そもそも自由化の原則というものを踏まえれば、この電源差しかえのメリットというのは電源間の競争の中でその分配は決まるということなんだと思います。その中で発電事業者に帰属する部分の割合が高いこともあるだろうし、競争がそれなりに行われれば、それなりに小売側にもメリットが行くということだと思います。

そういう意味で、誠実に協議をすることは極めて重要ですが、もう一つ、発電間の競争というものをしっかりすることによって、今回の自由化のメリットをなるべく需要家にも均てんするようというふうな考え方が記されていると思いますけれども、そういうふうな方向でよろしいのかなというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、曾我委員からお願いいたします。

○曾我委員

私からは3点ございます。

資料5について、まず1点目ですけれども、14ページの電発電源の早期切り出しインセンティブについては、インセンティブの例はここに記載されていますが、より有効な対応策やインセンティブについては、ここに書いてあることにとどまらず、今後も引き続きご検討されると理解しております。ちょっとそのあたりがもし明記されるとよろしいのではないかと思います。

2つ目ですけれども、間接オークションの導入に伴う経過措置につきまして、特定契約の締結によって、「従来と等価な相対契約による取引を実現できるようにする」と記載いただいている点について、発電事業者にとっては、従前は特定の小売電気事業者の信用リスクのみを見て決済をしていたところにJEPXを介した決済が入るということで、恐らくは大きな問題はないと理解していますが、決済リスクが何もないのかどうか少し気になりました。

要は他の参加小売電気事業者の信用悪化等の場合でも、例えば取引所の預託金等の制度等で何らか手当てされていて、発電事業者が支払いを受けられないといったことがないという認識でよいかとの点について、リスクプロファイルが何も変わらないという評価でよいのかというところが、発電事業者、IPP事業者に対して例えばプロジェクトファイナンスを提供している金融機関等々のご関係者が、もしかしたら気にされるかもしれないと思いました。私のほうで理解が完全に及んでいないところでもありますけれども、少し気になりました点でございます。

3つ目ですけれども、先ほどもお話に挙がっていた25ページの電源差し換えのメリットの取り扱いですが、この書かれている方向性についてのコメントというよりも、あくまでも、これは民間のお話ですので、何か誠実に協議すべきとか、そういったトーンがどこまで強く書かれるかというところもあるかと思ひまして、いずれにしても、各当事者間で決めるべきことである旨がもう少し明確に書かれてもよろしいかなと思ひました次第です。

こちらは感想めいていて恐縮でございますが、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

後ほど事務局のほうからまたコメントをいただきたいと思ひます。

それでは、武田委員からお願いいたします。

○武田委員

2点ございます。

1点目は、既存契約見直しのうち、ベースロード電源の論点についてです。具体的には論点③でしょうか。電発電源の早期切り出しに関するインセンティブについてです。

まず、この会を含めて、さまざまな市場改革が行われているわけですが、その目的というのは、究極的には発電市場、卸市場の活性化であると思います。小売市場の活性化というものも、小売市場の活性化を通じて究極的に発電市場の活性化につながると。それを前提にして小売市場を活性化しようとしていると。この点、電発電源の開放は、直接的、構造的に発電市場、卸市場の競争活性化に資するものであって、政策的プライオリティーは高いと考えます。

以上を前提に、電発電源の開放とベースロード電源との供出量との調整について提案がなされていますが、両者政策目的が重なるわけですから、必然ではないですけれども調整が許されると考えます。これが1点目です。

2点目でございますけれども、2点目は既存契約の見直しのうち、連系線利用ルールの見直しに伴う電源差しかえメリットの取り扱いについてです。既にご発言がありましたが、私もデメリットの回避はともかく、メリットの配分について指針を示すということに若干違和感を感じています。なお、必要であるということであれば、競争が十分ではないという状況を前提にして、制度改革の果実を即時に需要者に均てんさせるという趣旨と思いますが、しかし、あくまで例外的かと思います。

具体的な協議の方法について、ここで記載されているわけですが、競争者間の協議、交渉という側面、場合があり得ますので、ここのご提案に示唆されているように、センシティブな情報については慎重に扱うという方向がよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、柳生田さんのほうからお願いいたします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

私の方から電発電源の早期切り出しに関するインセンティブに関して、意見を述べさせていただきます。前回含めて、この点に関しては、「本当にこれはインセンティブとして機能するのかわ」という問題提起が幾つかなされていると思っています。2年後の自分の原価よりも今の切り出す原価の方が高いと思えば切り出すということになるのでしょうかけれども、そう思う一般電気事業者の方がいなければ、この仕組みでは出てこないということになると思いますので、そうな

ったときには、ルールは作ったけれども実態としては玉が出てこなかったということにもなりかねないということを懸念しております。昨今の市場の高騰ぶりを見ている、この施策というのは非常に重要な位置づけになるのではないかと考えていますので、ぜひ実効的に機能するようなインセンティブのつけ方をもう少し考えていただきたいと思っております。

それから、先ほどの市場の話ですけれども、先ほど述べるべきだったのかもしれませんが、市場が高騰していることについてです。いろいろな施策をやった後にこういう状況になっているということで、需給のバランスが去年とそれほど変わっていない中で、これだけ市場が高騰しているということに関して何か手を打ったほうが良いのではないかなという風に思っていて、インバランスの考え方はもちろん、それはそれで良いのですけれども、予備力の持ち方等も含めて市場に厚みを持たせるにはどうしたら良いのかということをあわせて少し考えていただきたいと考えております。市場に厚みを持たせるべきということについては、皆様一致した見解だと思いますので、そのためには何が出来るのかということを具体的に考えて頂きたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、菅野さんからお願いいたします。

○菅野オブザーバー

今回、既存契約の見直し指針をお示しいただき、当事者の一方として、今まで自主的な取り組みで余り進まなかった点を反省しつつ、この指針の策定については感謝しております。

この指針に基づき、契約の当事者の一方として、旧一般電気事業者との協議を促進し、ベースロード市場の創設と間接オークションの開始の時期に間に合うように、その趣旨に沿った電源の供出ができるように、取り組んでまいります。

資料5-1の13ページにも記していただいておりますが、今回ベースロード市場に供出させていただく部分以外の契約についても、私どもの考え方としましては、まだ競争が導入されていない、非常に事業者が限定されていた昔の電気事業法を背景とした契約なので、残された部分についてもJ-POWERとしては、契約の見直しについて相手方に対して呼びかけてまいりたい。

それから、沖縄での競争の活性化についても、電源を有している事業者として、結果として余剰になっている電力量もございまして、kWの問題もございまして、私どもの電源が有効に競争の活性化に役立つように、前向きに取り組んでまいりたい。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、又吉委員からお願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。

私のほうから3点お願いいたします。

1点目は、間接オークション導入に伴う会計上の整理についてなんですけれども、来年度後半には間接オークション導入が始まりますので、商品設計の整理等々を踏まえ、会計上どう取り扱うのかというものをできるだけ早期に整理するとあるんですけれども、もうちょっと明確に、いつごろまでにできるのかというところを示す必要があるのではないかと考えています。

あと個人的には、市場取引商品の先き渡し性ですとか転売可能性というのが広がりつつあるうえ、ヘッジ性といった多様性が出る中で、どこまで現物として取り扱いが可能になるのか、これは会計面からも、税制面からも、どこかの段階でクリアにする必要があるのではないかとこのうに思っています。

2点目が既存契約の見直しについてなんですけれども、13ページ目のところで示されているベースロード電源市場へ供出しない電源についての契約見直しですとか、あとは電源差しかえのメリットをどう配分するかとか、このあたりはあくまでも制度措置外のところでありますので、国民契約の協議に任せるべきではないのかという意見を持っています。

最後3点目は、中間論点整理に書かれた沖縄電力さんの件なんですけれども、「電発電源の石川火力のように、需要カーブに沿った運用に起因し発生している余剰電力量を活用」という表現にちょっと違和感を持っているという意見を持たせていただきたいと思います。

単独系統である点を考慮すると、電発石川を切り出して沖電さんの石川石炭火力を抑制する可能性もゼロではないかなと。限界費用の低減効果も限定的で、余剰電力の玉突きでしかないという場合、需要家から見たら本当に余剰電力の活用と言えるのか、こういった特殊性も踏まえた検討が必要なのではないかと考えています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは斉藤さん、それから竹廣さんと順番に行きたいと思います。

○斉藤オブザーバー

ありがとうございます。

1点だけ、中間論点整理の7ページに記載していただいております沖縄における小売競争活性化についてコメントさせていただきたいと思っております。

まず、今回、このような形で明確にご記載いただきましてありがとうございます。我々事業者といたしましては、ご記載のとおり、5月15日の本作業部会において話題に上がりました需給調整用の卸電力メニューについては、早期の創設を実現することが重要であると当然考えております。しかしながら、現状どうなっているかと申しますと、前回の作業部会から2カ月以上経過しておりますが、まだ具体的な情報といえますか、そこら辺がまだ我々全くご提示していただけていないというのが実態でございます。

今回このような形で話題に上げていただいたことは非常によい機会かと思っておりますので、先ほど松村先生からもお話がありましたが、さらなる切り出しを含めて、ぜひ小売競争活性化策について迅速に実施していただけるような環境を整備していただけたらと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さんのほうからお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。2点述べさせていただきたいと思えます。

既存契約の見直しのところで、論点③の電発電源の早期切り出しのところでございますけれども、これはこれまでのご議論のとおりで、インセンティブをつけて促していくということにつきましては賛成でございます。

一方で、15ページのほうにも例として書かれていますが、ベースロード市場創設前に切り出した発電量をベースロード市場創設後に供出量を発電量から控除するというところで例が書かれているわけですが、この場合におきましては、市場創設前後での条件、具体的に言いますと、電源にアクセスできる対象者であったり、あるいは価格水準みたいなものを同等にすることが必要ではないかというふうに考えてございます。

ベースロード市場創設後にメリットを享受できる人と、市場の創設前にメリットを享受でき得る人が可能な限り同じであるということが適当ではないかと考えていますので、これは電源を切り出す側への条件付与になるのかもしれませんが、何らかの条件を考慮いただくことが適当ではないかと思えます。

それから、2点目ですけれども、資料6のほうの3ページないしは4ページにまたがるところで、やや細かいところで恐縮ですが、長期固定電源の扱いについての記載がございます。

「連系線の故障によって」というところですが、ここの記載の中で、「長期固定電源を含むバランスグループ」といったような表現がございますが、旧の一般電気事業者におかれ



ましては、恐らく長期固定電源以外の電源も含めてバランスンググループを組んで、需給運用されていると想定しますが、この表現では旧一般電気事業者全ての電源が優遇されるようなことになるのかなと思ひまして、公平性の観点から、長期固定電源に起因する余剰インバランスのみを評価するのが適当ではないかと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、東ガスの佐藤さんのほうからお願いいたします。

○佐藤（裕）オブザーバー

それでは、資料4の間接オークションの導入に伴う会計上の整理について2、3コメントをさせていただきますと思います。

まず今回、6ページにありますとおり、「特定契約の会計上の整理」を明確にさせていただいたことは大変ありがたいと思っております。

ただ一方で、幾つか委員の先生からもご懸念の意見が出たかと思っておりますが、本当にこの整理だけで、例えば、弊社の会計士がうんと言ってくれるかどうかはちょっと心配なところもございます。より我々が自信を持って説明しやすくなるためのさらなるブレイクダウンといえますか、例えば、具体的な契約書のひな形例のようなものをお示しいただくとか、あるいは実際に会計士からいろいろな質問が出てくると思うのですけれども、そこに対するQ&Aのようなもの、統一的な考え方のようなものがあると、より安心できると考えております。これはもちろん、我々新電力側でも努力して考えなければならぬ部分なのですが、業界全体で解決すべき課題でもございますので、少しご検討をお願いできればありがたいと思っております。

続いて、次のポイントは、その下のページにあります「間接的送電権等」のところでございます。

こちらにつきまして、これからの検討だとは思いますが、2点ほどお願い事項がございます。1つは、まず、導入時期でございます。

資料の7ページにありますとおり、基本的にはベースロード電源市場の創設に合わせてという形で位置づけられておるのは重々承知しておりますけれども、現実的なニーズといたしましては、間接オークションの導入によって我々が市場間の値差リスクにさらされるということが顕在化してまいりますので、できる限り早いタイミングで間接的送電権等の導入についてご検討いただけないかというお願いでございます。

その上で次のポイントといたしまして、間接的送電権等の商品設計のお話です。

今後いろいろご整理をいただいて、どのような形であれば現物取引と認定されるかをいずれお示しいただけると思っておりますけれども、もし、現物取引と認めるために、さまざまな制約、例えば数量面の制約とか、幾つかそういったものが発生するようでしたら、現物取引として用意いただく間接的送電権等のほかに、デリバティブと割り切って活用するための間接的送電権等というものを両建てでご用意いただいたほうが我々事業者のニーズにかなうと思っております。

一番の目的は、市場間値差のリスクをヘッジすることですので、実効性の観点から、現物取引の商品だけで足りるのかどうか。もし足りないのであれば、デリバティブ商品もご用意いただくという方向でご検討いただけると、事業者としてはニーズにかなってありがたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、國松さんのほうからお願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

まず曾我委員からご質問いただきました取引所で買った——まあ、売るようになって与信リスクが高まるか高まらないかという点でございますけれども、私ども売り代金の支払いは2金融機関営業日後に支払ってございます。

その際、買い手がデフォルトを起こしたとしても、取引所が責任を持って代金を支払うという仕組みにしておりますので、現在より——まあ、現在がどのようなご契約かわかりませんが、リスクは下がるのではないかと考えております。私どもの取引所を使っただくことによって発電者のリスクは下がるものと考えてございます。そこはご安心ください。

あと間接的送電権等の扱いに関しまして、資料4の8ページに記載されておりますとおり、私どもとしまして、私どもの市場で扱える範囲内の検討をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

これは、先ほどのリクエストの部分も踏まえて、時期等できる限りの早期の部分で実現できるかどうか踏まえてしっかり検討して、その検討成果につきまして、またこの場でしっかりとご報告させていただきたいと考えてございます。その報告をもって、また事務局のほうでその商品が会計上の整理としてデリバティブに当たるか当たらないかというところのご判断をいただくことになろうと思っております。

申しましたとおり、私ども、あくまでも現物としての電気を扱う市場でございます。それと一

体として扱える間接的送電権等というものをしっかりとまず検討して、早期の実現を図りたいと考えているところでございます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして広域機関の佐藤さんのほうからお願いします。

○佐藤（悦）オブザーバー

何人かの先生からご発言があった資料5-1の25ページの電源差し替えメリットについて、ちょっと違う観点からお話をさせていただきたいと思います。

これは、先程小宮山先生が、差し替えメリットは、今度、連系線利用ルールが変わってこれが入るとおっしゃいましたが、それは間違っていて、例えば5-1の8ページでありますとか、5-2の4ページでありますように、これは2016年4月から計画値同時同量制度が入って、託送制度上、自由に電源の差し替えができることによって、この差し替えメリット、広域メリットオーダーが本格的にできることに制度上なったということでもあります。

ただ、その場合なんですけれども、この25ページの最初に正しく書いてあるように、従来契約だと「電源を特定した料金体系」と書いてありますので、ある種の電源を特定して、そのメーターが動くということを確認して小売がお金を支払うということになっていますので、差し替えると、電源が特定されていたんで、その分お金がもらえなくなってしまうということで、いかにこの差し替えが制度上可能になったとしても、従来契約で電源を特定している場合というのは、この差し替えメリットが出ないということになっています。

ということもあって、その既存契約の見直しをしていただかないと、そもそも現行でもできるし、連系線ルールが変わったら、ますますこの差し替えメリットが出るということが従来契約だと出ないので、その契約の変更が必要ということもあって、この指針を出していただくということですので、特定契約みたいに会計上の扱いがどうなるかということはあるかもしれませんが、その観点から、従来契約で電源を特定している者にとっては、差し替えメリットがそもそも出ませんので、差し替えメリットが出るように従来契約を速やかに直していただくように私どもからもお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして鍋田さんのほうからお願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

それでは、私のほうから既存契約の見直しのところと、それから会計上の整理について少しお話をさせていただきたいと思います。

まずベースロード電源市場にこれから電源を供出することになりますが、電源開発様の電源について、その供出量についての契約、それから間接オークションを導入することによって、連系線を通る今の既存の契約を特定契約に移行することになりますので、その両方ともしっかりと真摯に、また誠実に契約の見直しについて協議をしてみたいというぐあいに思います。

それから、28ページに書いてございますけれども、容量市場など、ほかの市場が導入する際にも、既存契約の見直しの必要性があるようであれば、これも適切に反映していく必要があるというぐあいに思っています。

それから、会計上の整理についていろいろご意見がございました。まだ整理が続いているところではありますけれども、間接オークションだけでなく、ほかの市場も含めていろいろなものが出てくる可能性がございますので、会計上、財務上、負担がふえないようにお願いをしたいというぐあいに思います。

それから、先ほど電源差しかえメリットについていろいろご意見をいただきましたけれども、資料にございますとおり、お客様の利益に資するように、当事者間でしっかりと協議を進めてまいりたいというぐあいに思います。

それから、電源切り出しのインセンティブについてもご意見がございました。ここに記載されている内容で、どのぐらいのインセンティブになるかというのは、これはいろいろな契約がございますので、いろいろな契約を見ながら考える必要があると思っております。今後の契約の見直しの中でしっかりと検討していくべきものというぐあいに考えています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、内藤さんからお願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。

既存契約見直し指針の全般につきまして、私ども、円滑な契約見直しのために何かしらの指針をつくっていただくことの必要性には賛同させていただく一方で、あくまで民衆の契約でございますので、過度の規定はご配慮いただけないかということを従来から申し上げてきたところでご

ざいます。

今回、いろいろご配慮いただきまして、お示しいただいております基本的な考え方についてはバランスがとれたものと感じてございまして、この方向性、趣旨については私どもも理解をさせていただいてございます。今後、この内容をベースに関係者の皆様と前向きに協議を行って、契約見直しの詳細を詰めていきたいと考えてございます。

その上で1点、本日、数多くご意見が出ました電源の差し替えメリットについて申し上げます。まず広域メリットオーダー実現の観点から、こういう差し替えのチャンスがあるのであれば、発電事業者側で積極的に差し替えをやっていただくことが望ましいと思っております。

その上で、それを発電事業者側の帰属にするのか、あるいは最終需要家の皆様への利益還元を円滑に進める観点から小売事業者の側にも帰属させるのかということにつきましては、ここにも記載させていただいておりますとおり、事業者間の協議で進めていければというふうに考えてございます。

実際どれぐらいこういうチャンスがあって、どれぐらいのメリットが出てくるのかというのは、当該電源の状況でございますとか、そのエリアの市場の状況によっても変わってくると思いますので、一概にこれを全額発電事業者側の帰属というのも乱暴なような気がいたしますし、逆に全額小売に移せというのも乱暴だと思いますので、結論といたしましては、両者誠意を持って協議をするという今回の記載の形で進めさせていただければいいのではないかと感じている次第でございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

今出てきた電源差し替えの点です。

まず、制度に関して深刻な誤解があるのではないかと疑っていた。これは制度改正の問題ではないからなどという発言が相次いだので、誤解を解くように指摘しなければいけないと思ったのですが、その点は佐藤オブザーバーに正しく説明していただきました。

これは計画値同時同量が入ったことによって顕在化した問題でもある。それまでに結ばれた契約でそのようなことを全く想定していなかった。したがって、その前の段階では起こっていなかった問題も、この結果、制度の改正によって問題が出てきたということは、きちんと認識していただきたい。

次に驚くべきことですが、この点についてメリットオーダーという観点からすると、発電側に全て帰属するというをすれば自然体で、最も効率的な差し替えが起こるという指摘に対して、他の案を支持するなら回答いただきたいということを行ったにもかかわらず、その後、その点について何も決めないということをして支持する委員から、一言たりともメリットオーダーに関する議論が出てこなかったのは驚くべきこと。

一部小売側に帰属させる結果としてメリットオーダーのインセンティブは完全に損なわれるとは言わないけれども、メリットオーダーのインセンティブという点から見ると、損なわれかねない。発電側に帰属させるというとてもシンプルな対応でメリットオーダーの観点から効率的になる。それから契約で機微情報があるということ強調された方がいらっしゃったわけですが、この機微情報についても発電側が全部とるという原則にすれば、基本的に問題は起きないはず。

それについて回答が一言もなく、あのような意見が相次いだのは全く驚くべきこと。この委員会の委員は、そろいもそろってメリットオーダーの重要性を全く理解していないのかという心配すら出てくる。

次に、実際の制度改正というのは既にもう行われていて、本来なら差しかえのメリットを享受できる状況になっているにもかかわらず、契約が制約になってその利益が十分享受できていないという状況は、連系線のこの問題でさらに明らかになったのは事実ですが、もうずっと前からある問題。ずっと提起されてきているにもかかわらず、一向に見直しが進まないということではびれを切らして、こういうガイドラインを設けてくれと言い出したということは、きちんと認識する必要がある。

先ほど鍋田オブザーバーが「これから誠実にやっていきます」とかというようなのんびりしたことをおっしゃっているわけですが、今日問題提起されて、その結果として「じゃ、誠実にやります」と言うのなら本当に誠実な回答かもしれないけれども、もう1年以上もずっとうちやらかされてきてこんな悲惨な状況が一向に改善しないということを前提としてガイドラインを設けてくれということを行っているのだとすると、「これから誠実に交渉します」などというのは一体どれぐらい信頼できるのか、ということはいちちゃんと考えていただきたい。

さらに、私契約だから民衆で交渉するというのは当たり前のことなわけですが、それで全く見直しが進まなかったということを前提にしてガイドラインにしてほしいと言っているのに、今回書かれたように、当事者がお互いに誠実に交渉しましょうというだけだったら、ほとんど今までと何も変わらないわけですね。これで本当にいいのかというのは、今まで見直しが進まなかったということはいちちゃんと認識した上で考えるべきだと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、最後に新川委員のほうからお願いいたします。

○新川オブザーバー

すみません、私はオブザーバーでございます。恐縮でございます。

○横山座長

ごめんなさい、オブザーバーの新川さんからお願いいたします。

○新川オブザーバー

今般、中間論点整理と既存契約の見直しについて議論が行われましたが、貫徹小委で取りまとめられた内容についてはまだ論点が残されておりますので、これらが明らかになるにしたがって、監視のあり方については委員会としても検討を深めていきたいと考えております。

それから、先ほども卸取引市場の厚み、価格についての議論もございましたが、グロスビディングや電発電源の切り出しを含めた自主的取り組みの進捗につきましては、委員会としてもこれまで関心を持って議論してきたところ、また沖縄電力の自主的取り組みの拡大についても重要であると認識しておりますところ、引き続きエネ庁とも連携しつつ、適切に監視を行っていききたいと考えております。

それから、既存契約の見直しに関して監視等委員会のあっせん及び仲裁に言及していただいておりますが、同制度を利用する希望者の方があらわれれば、委員会としても適切に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

いろいろご意見をいただきました。インセンティブについてですとか差しかえメリットについては、たくさんいろいろご意見をいただきました。

幾つかご質問もありましたので、それでは鍋島さんのほうから何かコメントがありましたらお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

最初に、大橋委員のほうから、今回の特定契約に関しましてデリバティブの側面、それから現物の側面、両方あるのではないかというようなご指摘がございましたけれども、今回、複数の公認会計士に確認をとりまして整理した内容につきましては、資料4の、例えば6ページ目にも若干記載しておりますけれども、一定の種類の枠におさまるような特定契約について、これは金融

商品会計基準の対象外であるというふうには回答を得たところでございます。

詳細については、その「※」に書いておりますけれども、基本的には、これはきちんと現物の取引であるというふうなものが契約上もきちんと書いてあるということが前提になっておりまして、それ以外の取引につきましては現物であるというような公認会計士からの説明の回答の対象外というふうになっておりますので、その点については補足的にご説明させていただきます。

それから、曾我委員から今後の電発の電源切り出しのインセンティブについて、より有効なインセンティブがあるかどうかということについて検討していくという理解でよいかという点についてご質問がございましたけれども、ベースロード電源市場の議論などの中でより有効なインセンティブについて議論が深まりましたら、指針の中でも追加して書いていきたいというふうには考えております。

それから、あわせて決済リスクについてのご質問がございましたけれども、これは國松オブザーバーのほうから、JEPXを介する部分については預託金等の与信管理がありますので、その分リスクは減るというふうにご説明があったところでございまして、特定契約につきましてはJEPX以外に直接相対で取引するということは残りますので、その部分については従前どおりのリスク管理が必要ではないかというふうには考えております。その点について補足いたします。

それから、又吉委員から間接オークションに関する会計上の整理に関しまして、間接的送電権等につきまして、いつごろまでに会計上の整理を行うのかというところについて時期を明確にすべきではないかというご指摘をいただいたところでございますけれども、こちらにつきましては國松オブザーバーからもご説明ありましたけれども、現在商品設計をJEPXで行っておりまして、その内容について、どこかの段階でこのタスクフォースにおいても報告いただけるというふうに考えております。

恐らくは、遅くとも年内なのではないかとは思いますが、そうした形で検討が深まってまいりましたら、それにあわせて、また公認会計士の先生方に確認をとっていきたいというふうに考えております。

それから、竹廣オブザーバーから、中間整理の内容に関しまして、「長期固定電源を含むバランスンググループ」という記述、間接オークションに関する記述について、これでよいのかというところについてご指摘いただきましたけれども、こちらにつきましては事実関係を確認した上で、より趣旨が明確になるように座長とも相談しながら文言の適正化を検討したいというふうに考えております。

それから、東京ガスの佐藤オブザーバーからも、会計の整理につきまして、例えばひな形を示



すであるとか、そういうふうなことについて、もっと追加的に整理を行うべきではないかというふうなご指摘をいただいております。特定契約の内容につきましては、今回の指針におきましても、例えば資料5-1の21ページにおきまして、特定契約ということで内容例を書かせていただいております。

ただ、いずれにしても、間接的送電権の会計上の整理であるとか、そういった点については、また今後整理してご報告する機会を持ちたいと思いますので、その際に、より工夫を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

いろいろご議論いただきまして、たくさんご意見いただきましてありがとうございました。

この中間論点整理につきましては、今、鍋島さんからありましたように、少し文言の修正等もごございますので、きょうのご意見を踏まえつつ修正等をやりたいと思いますが、詳細については座長にご一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。特に大きな修正のご意見はなかったというふうに思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議論はこれで終わりにしたいと思います。

最後に、事務局より今後のスケジュールについて連絡をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、第9回制度検討作業部会をこれにて終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—